**明細書発行体制等加算に関する掲示について**

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

なお、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成28年4月1日より希望される場合には明細書を発行致しますので、会計窓口にお申し出ください。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

　　　　　　打越かとうクリニック　　2024年6月1日